

京都府子どもの貧困対策推進計画(最終案)の概要

計画の位置付け	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に定める「都道府県計画」(努力義務)として策定
計画期間	平成27年4月から平成32年3月までの5年間
計画の進捗管理	PDCAサイクルに沿って実施し「京都府子どもの貧困対策検討会」で点検・評価
計画の基本理念	子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していく社会の実現を目指す
現状と課題	>生活保護世帯・ひとり親家庭は、10年で1.6～1.7倍に増加。母子家庭の就労収入は200万円未満が7割 >家庭の経済状況が学力や高校中退・大学進学率等に影響することから、きめ細やかな学習支援が子どもの社会的自立に繋がる
当面の重点施策	これまで取り組んできた各種施策を引き続き実施するとともに、当面、次の4本の柱の施策について重点的に実施

1. 連携推進体制の構築

○学校をプラットフォームとした地域連携の推進

- ・子どもの学習・生活を支援するネットワークを構築
- ・まなび・生活アドバイザー等の外部専門家の派遣による福祉関係機関との連携の推進
- ・大学生やボランティア等による学習支援

など

2. ライフステージに応じた子どもへの支援①

○養育環境の早期把握と早期対応

- ・乳児家庭全戸訪問等による養育環境の早期把握
- ・総合相談・支援の拠点を整備し、切れ目のない支援

○幼児教育・保育の充実

- ・保護者への訪問型相談等による家庭教育の支援
- ・幼稚園教諭、保育士への研修の実施などによる資質の向上

など

○教育環境の整備・充実

- ・まなび・生活アドバイザー、スクールカウンセラーの配置推進
- ・不登校やいじめ問題への24時間電話相談等の推進

○学校における学習・個別支援の充実

- ・小学校入学時の一人ひとりの状況に応じた継続的な支援
- ・小学校中学年や中学3年生への放課後学習等の学習支援
- ・基礎学力定着と希望進路の実現に向けた、地域と連携した学校モデルの構築

支援を必要とする若者

○若者への生活支援・就業支援の充実

- ・京都府若者の就職等の支援に関する条例(仮称)を制定し、オール京都で支援

など

就学前
小・中学生

2. ライフステージに応じた子どもへの支援②

○教育環境の整備・充実

- ・まなび・生活アドバイザーの新たな配置と、スクールカウンセラーの配置推進
- ・個々の生徒に応じた社会的自立を支援する清明高校を開校

○学校における学習・個別支援の充実

- ・課題を抱える高校生への基礎学力補習等の実施
- ・特別支援学校へ就労支援コーディネーターの配置

○地域における支援の充実

- ・非行に走らないための居場所づくり

など

支援を必要とする若者

○若者への生活支援・就業支援の充実

- ・京都府若者の就職等の支援に関する条例(仮称)を制定し、オール京都で支援

など

3. 経済的支援

○子育てや就・修学等に係る経済的支援

- ・「第3子からの子育て支援金制度」の創設等
- ・子育て支援医療助成制度の対象拡大
- ・就学支援金や給付金等、低所得世帯への支援の充実
- ・「京都式高校生あんしん修学支援制度」の充実
- ・高校等中退者の学び直しに対する授業料支援

○生活安定のための経済的支援

- ・ひとり親家庭への福祉資金貸付金等の支援の充実
- ・生活保護受給者への各種制度活用による自立支援

など

4. 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

○今後の対策に資する実態把握の調査研究等

- ・今後の施策反映のための子どもの貧困の実態調査